

さいたま市告示第251号

さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所・健康科学研究センター

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）に業務区分「建築物管理」の等級区分がA級、かつ業種表・営業品目一覧表のうち、業種区分「点検・検査業務」又は、「運転業務」のいずれか1業務以上で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(4) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 令和2年度以降、1年以上の期間において、次に掲げる建物内の設備機器等の維持管理業務を元請けとして履行した実績を有する者であること。

ア 主たる業務として、生物系又は化学系の実験、検査及び研究を行う延べ床面積3,000㎡以上の研究施設

イ 手術室を有する延べ床面積3,000㎡以上病院施設

ウ 上記ア及びイの複合施設にあっては、当該研究施設部分又は病院施設部分が延べ床面積3,000㎡以上の施設

(6) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要

綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (7) 業務従事者として、次に掲げる全ての資格を有する者を当施設内に契約履行開始日から配置することができる者であること。

なお、1人が2つ以上の資格を有しているかは問わない。ただし、エについては公害防止主任者（大気関係）と公害防止主任者（大気関係）の代理人を配置すること。

ア 電気事業法（令和2年6月12日法律第49号改正）第44条に規定する電気主任技術者（第3種以上）

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第97条 労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則（令和5年厚生労働省令第157号 令和5年12月21日改正）に規定するボイラー技士（2級以上）

ウ 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2（令和5年4月1日改正）に規定する危険物取扱者（乙種第4類又は甲種）

エ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（令和2年12月28日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号改正）に規定する公害防止管理者（大気関係）又は埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）第116条（平成30年3月30日条例第11号改正）に規定する公害防止主任者（大気関係）

- (8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条第1項（令和3年政令第347号 令和4年4月1日改正）に規定する建築物環境衛生管理技術者を選任できる者であること。

- (9) 当施設に設置されている中央監視装置と受託者の遠隔監視センター内の装置（以下「遠隔監視装置」という。）を相互に接続するため、次の条件を満たす者であること。

ア 中央監視装置として設置する「SAVIC-net EV(model 30:管理点数3,000点登録)」との接続が適切に保証されている「SAVIC-net EV(model 30以上)」、「SAVIC-net 50EV」又は「SAVIC-net 80EV」のいずれかの機種を遠隔監視装置として1か所の遠隔監視センター内に2台以上配置でき、相互にバックアップを行うことが可能であること。

イ 中央監視装置と遠隔監視装置を常時接続及び監視を行い、運転停止・設定及びスケジュール変更等の一連の遠隔監視操作を行うことが可能であること。

ウ 遠隔監視センターは、受託者の自社資産及び社員で管理運営され、24時間365日の間、迅速かつ的確に対応できる体制であること。

エ 履行開始日までに、中央監視装置と支障なく接続及び監視ができる体制をとることができること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健衛生局保健所保健所管理課

担当 管理係 電話 048(840)2205

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月27日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付方法

CD-R

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和8年3月3日(火)まで(休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和8年3月5日(木)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月12日（木）午前10時

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所2階第1研修室A

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月12日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健衛生局保健所保健所管理課
電話 048(840)2205 FAX 048(840)2228

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局保健所保健所管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。